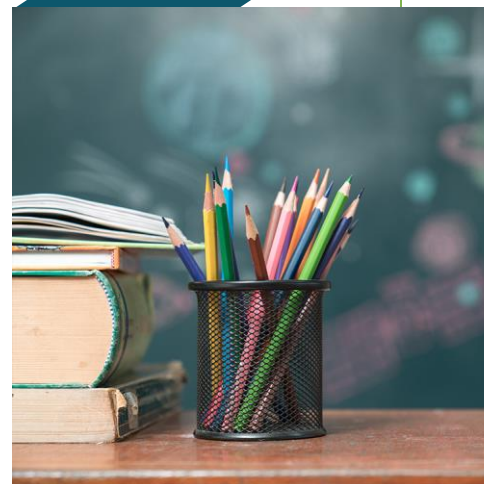


スクールソーシャルワーク教育課程のご案内

岩手県立大学大学院社会福祉学研究科博士前期課程総合福祉コースでは、2020年4月より一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定を受け、スクールソーシャルワーク教育課程を設置し、**スクールソーシャルワーカーを養成**しています。公立の大学院での養成は全国初であり、高度専門職としての知識・スキルを身につけ、スクールソーシャルワーク教育課程修了者として資格を取得することができます。



※**スクールソーシャルワーカー**とは 子どもの発達権・学習権の保障を目指し、ソーシャルワークの専門性を活かして学校や地域の様々な関係機関と連携し子どもとその家庭をめぐる環境を調整し、子どもの学びと健やかな成長を学校内外の両方から支援を行う専門職です。また、小中高校等の教員が本来業務に専念できるようサポートします。

※一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟資料から修正引用

●スクールソーシャルワーク教育課程登録の要件

社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者。または、左記の受験資格を有し資格取得見込みの者。

●スクールソーシャルワーカー資格（課程修了者認定）のメリット

県や市町村教育委員会で配置するスクールソーシャルワーカーは、不登校や子どもの貧困、いじめ等の複雑多様な課題解決に向けその専門性を活かし、学校を基盤として地域の中で**子どもの学びや健やかな成育を支援する専門職として広く活躍**することが期待できます。

●スクールソーシャルワーク教育課程の修了要件

【修了要件の詳細は裏面を参照してください。】

スクールソーシャルワーク専門科目（4科目）、教育関連科目（2科目以上）、追加科目（3科目）

※ 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許状、SSW実務経験に応じて履修免除あり

●履修年次

修士課程1年次：SSW教育課程のSSW論、SSW演習ほかを履修

修士課程2年次：SSW教育課程のSSW実習・実習指導ほかを履修

【問い合わせ先】 岩手県立大学 社会福祉学部事務室 〒020-0693 岩手県滝沢市巣子 152-52

TEL 019-694-2300 FAX 019-694-2301 <http://www-welf.iwate-pu.ac.jp/contact>

● スクールソーシャルワーク教育課程修了者認定

社会福祉士または精神保健福祉士の登録者であってスクールソーシャルワーク教育課程を修了した者が、「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟」へ申請することにより「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクールソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証の交付を受けることができます。教育課程修了に必要な科目は以下の通りです。※なお、社会福祉士または精神保健福祉士の受験資格のみ有している場合は、教育課程修了者認定の申請までに国試合格が必要です。

※なお、**博士前期課程の修了要件**は、原則として2年以上在籍し、基盤科目、領域科目、理論研究科目、課題研究科目、方法論科目、実習科目の6科目区分から26単位以上、研究指導科目4単位の合計30単位を修得しかつ修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要です。

【スクールソーシャルワーク教育課程修了のために取得する科目】

	授業科目の名称	単位数	備 考
S W 専 門 科 目 群	臨床・実践学特論ⅩⅢ(スクールソーシャルワーク論)	2	必修
	スクールソーシャルワーク演習	1	
	スクールソーシャルワーク実習指導(※1)	1	
	スクールソーシャルワーク実習(※1)	2	
教 育 関 連 科 目 群	教育行政学(※2)	2	「教育心理学(教育・学校心理学)」「臨床・実践学特論ⅩⅡ(発達障害)」「特別支援教育論」「教育相談論」の中から2単位以上(30h)選択し、履修すること。ただし、上記の4科目のうち、「臨床・実践学特論ⅩⅡ(発達障害)」「特別支援教育論」のいずれかは必ず履修すること。
	教育心理学(教育・学校心理学)(※2)	2	
	臨床・実践学特論ⅩⅡ(発達障害)(※2)	2	
	特別支援教育論(※2)	1	
	教育相談論(※2)	1	
追 加 科 目	児童福祉論Ⅰ	2	必修(社会福祉士有資格者は履修免除)
	公的扶助論(※3)	2	
	精神保健学Ⅰ	2	必修(精神保健福祉士有資格者は履修免除)
	精神保健学Ⅱ	2	

※1 「スクールソーシャルワーク実習指導」・「スクールソーシャルワーク実習」の2科目について「スクールソーシャルワーカーの実務経験が2年以上」ある場合は、要件を満たせば履修免除となる。

※2 「教職免許状取得者」は履修免除となる。「スクールソーシャルワーカーの実務経験が2年以上」ある場合は、要件を満たせば履修免除となる。

※3 令和2年12月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営にかかる指針について」に定める規定(新カリキュラム)以前のカリキュラムで精神保健福祉士のみの有資格者の場合は履修免除となる。

● 費用について

博士前期課程の入学料・授業料以外に、別途スクールソーシャルワーク教育課程の登録費用は発生

しません。また、実習経費の徴収もありません。ただし、実習時の交通費等の実費は自己負担になります。